

与謝野町食と健康の拠点施設利活用に関する
民間提案募集要項

与謝野町

目次

1	民間提案の概要.....	1
2	事業の概要.....	1
3	事業のスケジュール.....	1
4	提案の募集.....	1
5	提案者の資格要件等.....	2
6	提案要件.....	3
7	事前調査及び質疑.....	4
8	条件審査及び提案の留意点.....	4
9	事業化に向けた対話・協議.....	5
10	その他留意事項.....	6
11	担当窓口.....	6
12	実施フロー.....	7

1 民間提案の概要

民間提案事業は、民間事業者からの視点で公共サービスを見直し、与謝野町が保有する公共施設等で、施設整備や運営面において更なる利活用を図るため、民間事業者ならではの独創的な提案を求め、与謝野町の施策や公共施設等の運営及びマネジメントに貢献し、財政コストの軽減につながる提案を選定し、民間事業者と与謝野町との間で対話と協議を経たのち、事業化を図る事業です。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

与謝野町食と健康の拠点施設利活用に関する民間提案

(2) 事業の概要

本事業は、与謝野町が与謝野町食と健康の拠点施設利活用に関して民間事業者の提案を募集し、募集要件等を満たした提案者との間で対話と協議を行い、実現可能な提案を選定・採用し事業化を目指すものです（採用された提案の事業化にあたり、町議会において議決が必要となる事案で賛成が得られない場合は事業化されません）。また運営事業者は、原則として公募によりプロポーザル方式で決定しますが、この場合、提案の採用者には一定のインセンティブが付与されます。

3 事業のスケジュール

提案の募集及び書類審査等は次の日程で行います。各項目における期間についてご確認の上、手続き等を行ってください。

募集要項の公表	令和5年12月8日（金）
現地調査の受付	令和5年12月12日（火）～令和6年1月12日（金）
事前相談及び質疑の受付	令和5年12月12日（火）～令和6年1月12日（金）
提案書類の受付	令和6年1月5日（金）～令和6年1月24日（水）
書類審査(条件審査)	令和6年1月下旬予定

4 提案の募集

(1) 提出書類の種類

民間提案事業により提案を行う者(以下「提案者」といいます。)に提出いただく書類及び提出部数は次のとおりです。各様式については与謝野町公式ウェブサイトからダウンロードできます。

名称	内容	様式番号	部数
提案の基本事項	所定の様式に内容を記入ください。	様式 1	1 部
誓約書	所定の様式に内容を記入ください。	様式 2	1 部
提案概要書	提案内容の概要、独創性や特徴、貴社の提案に対する優位性、事業スキーム等を自由に記載してください。	任意	1 部

(2) 提出書類の受付

(ア) 提案者は、(1)の提出書類を作成し、受付期間中に事務局まで提出してください。

(イ) 提出方法は、持参または郵送とします。持参の場合、提出時間は役場開庁日(平日)の午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日、祝祭日は受付できません。(郵送の場合は、提出書類の受付最終日の消印有効とします。)

(3) 提出書類の提出先

〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地

(与謝野町役場加悦庁舎 2 階)

与謝野町役場 農林環境課

電話：0772-43-9023 FAX：0772-42-0528

メール：norinkankyo@town.yosano.lg.jp

5 提案者の資格要件等

(1) 提案者の参加要件

(ア) 提案者は、提案内容の実施ができる能力(資格)を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。

(イ) 提案者は単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に提案者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(ウ) 提案者は、与謝野町との協議や調整ができる者であることとし、併せて事業化に向けて提案内容に変更等が生じて柔軟に対応ができる者であることとします。

(2) 提案者の条件

提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案

者の構成員になることができません。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- (イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (ウ) 与謝野町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同上第 4 号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）のほか、また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係性を有する者。
- (エ) 提案募集に係る公告の日から提案の特定の日までの期間に、本町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (オ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者。
- (カ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。
- (キ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者。
- (ク) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合において、許認可等の条件となる免許を有していない者。

(3) 応募に関する留意事項

(ア) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

(イ) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者の提出書類については、提案審査以外では提案者に無断で使用しません。第三者に情報を漏らすこともしません。

(ウ) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

(エ) 失格事項

- ・提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ・本要項に定める手続きを遵守しない場合。

(オ) その他

資料提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 3）を提出することとします。

6 提案要件

(1) 提案の対象施設

与謝野町食と健康の拠点施設（リフレかやの里） ※別図に示す範囲

(2) 提案内容の要件

民間活力導入による持続的な施設運営による町民サービスの向上、地域の活性化に貢献するものであれば自由な発想の提案を求めます。ただし、飲食の提供及び宿泊機能の運営は提案内容に含めることとします。

7 事前調査及び質疑

(ア) 事前調査

提案書類作成のため事前の現地（施設等）調査を受け付けます。調査を希望する場合は、事前に事務局まで希望の旨をお知らせください。事務局で調整し可能な日時をご連絡します。

調査受付期間：令和5年12月12日（火）から令和6年1月12日（金）まで

※土日祝あり

(イ) 事前相談・質疑等

本事業に関するお問い合わせ、事前相談については（11）担当窓口までご連絡ください。また、提案書類作成に質疑は、電子メールにより担当者へ募集要項等に関する質問書（様式4）を送付してください。（必ず電話で送付確認をしてください。）電子メール以外の方法及び質疑期間終了後に提出された質問書は一切受け付けません。

質問期間：令和5年12月12日（火）から令和6年1月12日（金）まで

回答：質問に対する回答は、3営業日以内を目安に回答します。なお、共通してお伝えする必要があると判断した質問及び回答に関しては、質問者の名前を伏せた上で提案者全員に対し電子メールで回答します。

電子メール送信先：norinkankyo@town.yosano.lg.jp

8 条件審査及び提案の留意点

(1) 条件審査

提案者から提出された資格審査書類について、参加要件と条件を満たしているか、また、提案書類の内容が提案要件を満たしているか事務局において書類による条件審査を行います。

審査の結果、両方の要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とし、提案者に対して文書又は電子メールで通知します。また同時に、対話・協議の日程等についても通知します。なお、審査に対する異議の申し立ては受け付けません。

(2) 提案の留意点

次の項目・視点等に留意し提案してください。

(ア) 民間提案事業、官民連携の理解度

独創性が高く、民間提案事業の趣旨に合致した提案内容であるか。

(イ) 公共サービスの充実、公共的視点

ニーズに応じた提案内容となっているか。一定程度の公共・公益的な視点を有した提案内容であるか。

(ウ) 地域の活性化

地域の雇用、地域活性化が図られるか。

(エ) 町方針との整合及び、財政負担の軽減

与謝野町公共施設等総合管理計画にある本施設の方向性が実現可能な提案であるか。また、事業化された後に新たに発生する行政側の業務も含め、町のコスト縮減となるか。

(オ) 事業の実現性、継続性

事業化の実現性が高い提案内容であるか。収支計画に無理がなく、継続性が高い提案内容となっているか。

(カ) 行政責任の確保、法令への適合性、公平性・競争性の確保等

事業の実施にあたって支障となる項目はないか。

9 事業化に向けた対話・協議

(1) 協定の締結

提案者は、条件審査により有効提案の通知を受けた場合、速やかに提案内容の事業化に向け誠実に対話・協議することについて、与謝野町と協定書を締結します。条件審査の結果により提案者は複数となる場合があります。

協定締結の後、提案者と町は提案内容の事業化に向けた対話と協議を開始します。なお、協定期間は原則 1 年以内とします。ただし、提案者と与謝野町が協議し、双方が合意した場合はさらに 1 年を上限として期間の延長をすることができるものとします。

(2) 事業化に向けた対話・協議（事業スキームの検討）

提案者と与謝野町は提案内容を基にした事業の実現に向け、対話による詳細協議や諸課題の整理等を行い、協力して事業スキームを作成します。

(3) 提案の採用

双方が合意し実現可能な事業スキームの作成に至った場合、その事業スキームについて審査会を開催し審査を行ったうえで採用提案を決定し、提案者を提案採用者に指定します。

(3) 対話・協議における留意事項等

- (ア) 対話・協議は原則として提案者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は提案者の負担とします。
- (イ) 本事業は解除条件付きの事業であり、提案が採用された場合においても、環境や状況の変化等の事由により、提案の事業化が実施できなくなった場合には事業化されません。ただし、実施できなくなった事由が解消したときは、提案者と協議のうえ、事業化を図ります。
- (ウ) 対話・協議の結果、協議が調わなかった場合は、協定を解除します。その際、提案者が協議の過程において負担した費用やリスク等について与謝野町は責任を負いません。
- (エ) 対話・協議の実施に当たっては、提案内容に秘匿されるべき独自ノウハウ等が含まれる場合を想定し原則非公開としますが、対話・協議の経過、内容については、可能な範囲で与謝野町公式ウェブサイト等で公表します。
- (オ) 審査の結果、採用され事業化を目指すこととなった提案については、「事業案名、提案採用者名、提案概要」を与謝野町公式ウェブサイトで公表します。また、不採用となった提案については、「事業案名」のみを公表します。なお、採用結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

10 その他留意事項

運営事業者の選定にあたっては、採用提案を基にした与謝野町の事業案を作成したうえで、原則として、公募型プロポーザル方式により運営事業者を決定しますが、この場合、提案採用者には、総配点の10%を限度とした加点をいたします。また、地方自治法施行令第167条の2に該当するものについては、公募型プロポーザル方式等によらず、提案採用者を運営事業者とする場合があります。

11 担当窓口

〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地
(与謝野町役場加悦庁舎 2 階)
与謝野町役場 農林環境課 農林水産振興係
電話：0772-43-9023 FAX：0772-42-0528
メール：norinkankyo@town.yosano.lg.jp

1.2 実施フロー

